

乙第 12 号証

陳 述 書

令和4年4月21日

下伊那郡豊丘村大字神稲 140番地

原 章 (原)

1 私は、平成26年4月から平成31年3月まで飯田市健康福祉部の長寿支援課長でした。

私の課は、その名称どおり高齢者の支援にあたる部門ですので、飯田市の管轄する特別養護老人ホームもその対象となります。

老人ホームを建設する際は、建物の建築のことですので当然専門技術を持つ建設部と一緒に協議をすすめることとなりますが、契約に関することは老人ホームの主管部である健康福祉部の権限となります。建設部は、建築に関する技術面を監督する監督員が請負契約に適合した作業が行われるように監督するだけで、契約や契約の変更などについては行えません。

飯田市東栄町にある特別養護老人ホーム飯田荘は、老朽化が激しいため平成29年度末(平成30年3月)までに現施設の近隣地に建替えをすることになりましたので、それに向けて飯田市で新施設建物の基本計画を進めてきました。

当時の飯田荘の施設管理者である飯田市社会福祉協議会の現場としての要望、建替用地の地元自治会との懇談で出された意見を参考としながら調整を行い基本計画を策定しました。

2 この基本計画を基に実施設計を行う設計事務所を選定するため、平成28年9月13日に指名競争入札を実施しました。入札の条件の中には委託業務は実施設計であることが明示されています。

この入札において原告が最低額で落札しました。入札金額が飯田市の想定価格の半額以下でした。飯田市は同日付で原告会社と業務委託契約を締結しました。

原告からは、契約に基づいて着手届、業務工程表、担当技術者届が提出され

ました。また、飯田市からは契約に基づき監督員指定通知書を原告に送付しています。

3 初回の打合せは9月21日でしたが、原告側の出席者である熊谷章文氏と飯田市とで見解が対立することはありませんでした。

2回目の打合せは10月6日に飯田荘において熊谷章文氏、飯田市担当者、飯田荘の管理者とその職員が打合せをしました。

この打合せにおいて、熊谷章文氏から「基本計画について」と題する文書が示され、これには

- ① 基本設計からの参画 基本設計の作成
- ② 基本設計に必要な業務 測量及び測量図の作成
- ③ 実施設計の追加業務 ボーリング調査の追加・地盤改良工事の設計
- ④ 設計工期の延長 2月末まで延長

の4項目の要望事項と、構造に関する考察が記載されていました。

このうち、②の測量及び測量図については、既に測量を実施した図面が存在するため原告に提供することとしましたが、①については委託した業務の範囲を超える事項のため不可である旨伝えました。しかし、熊谷章文氏は建物が構造的に無理であると主張したため、構造設計事務所に意見を聞くこととし、また、原告が作成した建築プランを受取りました。

10月7日に地域計画課建築係の職員（今回の業務の監督員）が構造設計事務所に確認をしたところ、飯田市が示した基本設計で建築が可能であると言われましたので、同日上記職員は熊谷章文氏にこれを伝え、契約の基本設計説明書で提示した基本設計図面に従って業務を実施するように指示しましたが、熊谷章文氏からは「指示に従えない。原告作成の建築プランを見て欲しい」との回答であったと聞きました。

4 10月11日に建築係の係長（上記監督員の上司）が電話で熊谷章文氏に対し基本設計の見直し作業を中止するように伝えましたが、熊谷章文氏はこれを拒否

し、同月18日に原告が作成する基本設計のプランを持参すると言ったそうです。

そして、10月18日に熊谷章文氏が市役所を訪れ、地域計画課長、地域計画課技師、建築係職員（監督員）、長寿支援課課長補佐と私に対応したのが3回目です。冒頭、飯田市側は飯田市が示した基本設計は飯田荘の職員との間で時間をかけて打合せをして作成したものであり、原告にはこれに従って実施設計を進めて欲しい旨伝えましたが、熊谷章文氏は了解せず、耐火構造の部分は鉄筋コンクリート造りであるべき等の見解を示し、原告が作成した基本設計プランの図面を提示して口頭で説明を始めました。

そこで、地域計画課長から飯田市が作成した基本設計について意見があるのなら契約に基づいて文書により10月21日までに示すよう指示したところ、熊谷章文氏は文書を提出すると回答しました。

すると、10月21日に原告から設計変更の提案及び工期の延長の要望が文書で提出されました。

これに対して飯田市は、10月28日に上記文書による提案の項目ごとに回答を示し、原告に対し飯田市からの指示事項を承諾した旨の書類を11月2日までに提出するように指示した文書を送付しましたが、原告からの回答はありませんでした。

回答がなかったことから、原告に対し委託業務の続行に関する催告書を送付することを企図したが、飯田市の回答で示した考え方を説明する機会も必要との意見もあったため催告書の送付は一時保留となりました。

- 5 11月21日、熊谷章文氏が飯田市役所を訪れ、建設部長、建築係長、建築係員（監督員）、健康福祉部長と私に対応しました。熊谷章文氏からは11月15日付の設計仕様書の提案と、履行期間延長の要望が示されました。熊谷章文氏の主張は、10月28日の飯田市の回答は正式な回答とは理解していない。再度この文書で提案を提出するということでした。

熊谷章文氏から基本設計説明書の不整合についての項目ごとの口頭による説明

はなく、主に耐火構造部分は鉄骨造りではなく鉄筋コンクリート造りとすべきであること、建物と敷地との間に段差があることから生じる問題点について主張があり、飯田市が基本設計説明書で示した基本設計では建物を建築できないことを主張し、原告が作成した基本設計プランであれば問題点が解決するとの説明があった。

私は、担当課として飯田市が示した基本設計に基づいて設計を進めて欲しい旨を伝えましたが、熊谷章文氏は建物の設計は建設部が担当することであると主張し、当方の意向は聞き入れず、あろうことか基本設計を変えないのであれば今回の飯田市の対応についてブログで公表すると言いました。

私は、再提案書を受領し、飯田市の考え方を再度原告に示すことになりました。

その後、私は「12月1日に熊谷章文氏が11月15日付文書を飯田市議会議長に渡した」ということを聞きましたが、この行為は筋違いであると思います。

12月2日、飯田市は原告に対し、原告の設計変更の提案に対して提案の項目ごとに回答した文書と、指示事項を原告が承諾した旨の文書を12月6日の正午までに提出するよう指示した文書を送付しました。

同日、原告社長は飯田荘に11月15日付文書3部を「配置プランができた」として持参しましたが、飯田荘では一旦は受取りましたが、社会福祉協議会内部で相談のうえ受取れない旨の文書を添付して返送したと聞きました。

12月6日正午の承諾書提出期限までに原告から承諾書の提出はありませんでした。

同日、熊谷章文氏から監督員に対し10メートルのボーリング調査を行う旨とボーリング調査の予定市の図面がメールで送付され、監督員は熊谷章文氏に対し、承諾書を提出すること、ボーリング調査は承諾書が提出された後に協議するとメールで伝えたと聞きました。

更に同日、飯田市は原告に対し「委託業務の履行に関する催告書」を送付しました。

翌7日、熊谷章文氏から監督員に対し「長寿支援課からどのような指示がでて
も対応する心算がないこと、提案書に対して回答がないため建設部長に依頼して
いること、ボーリング調査は原告の見解で進める」旨のメールが届きました。

本件の所管は健康福祉部であり、決裁権限のない建設部長とのみ交渉するとい
う原告の姿勢は本件委託業務を遂行する意思がないと考えざるを得ません。

8日には原告に送付した催告書が受取拒否で返送されました。この時点で健康
福祉部としては原告に委託業務遂行の意思がないことが明白であるので、契約解
除の方向で検討することになりました。

しかし、監督員はその後も原告に対して何度も指示に従うよう、ボーリングは
飯田市との協議の後に着手するように連絡しましたが原告は従わず、熊谷章文氏
から提出されたボーリング調査予定表によれば工期が成果品提出期限後の平成2
9年2月10日までとなっており、原告には提出期限までに委託業務を終了させ
る意思がないことが判りました。

建設部長からは、12月28日までに3回原告の事務所を訪問して、熊谷章文
氏に対して飯田市の基本設計に基づいて業務を進めるように説得したが熊谷章文
氏に拒否されたと報告がありました。原告に対して成果品提出の期限を延長する
ことを了解したとか、期限延長を検討すると言った等という話はありませんでし
た。もちろん、期限延長の合意書の作成について健康福祉部長の決裁はありませ
ん。

平成29年1月20日、飯田市の政策会議において履行期間の終了をもって契
約解除する方針が決定しました。

同月25日には監督員がメールで「1月27日に履行期間が終了となるので、
設計業務仕様書に基づく成果品の確認の為、履行期間内に当課まで成果品を持参
頂きたいので都合のよい日時を知らせて欲しい」旨通知したが、原告からの連絡
はなかったとのことです。

翌26日に熊谷章文氏から監督員に対しメールで「明日からボーリング調査を

開始する」との通告があり、熊谷章文氏によると「12月28日に建設部長との打合せで設計期間の延長と、設計内容については了解してもらったと認識しており、基本設計からやり直すために飯田荘との打合せを待っている」との主張でした。しかし、建設部長からは話合いができなかったと伝えられており、そもそも飯田市として基本計画の見直しを認めることはありませんので、これは熊谷章文氏が無理な主張をしていることとなります。

原告が履行期限になって基本計画のために必要なボーリング調査を実施する心算であるということが判り、原告は期限の27日にボーリング調査を開始しました。

6 平成29年1月27日、原告から成果品の提出がないまま履行期限が終了しました。

飯田市は同月30日の午後5時過ぎに健康福祉部長と私が原告事務所に赴き応対した熊谷章文氏に対して履行期間を経過したが成果品の提出がなかったことを伝えました。

同年2月1日、飯田市は原告に対し内容証明郵便で契約解除の通知を送付しましたが、「郵便物は不在につき郵便局に留め置いたが保管期間を経過したので返却する」として同月13日に返還されました。そこで、この通知書を同月20日に普通郵便（特定記録郵便）で再送付し、原告には翌21日に到達しています。

契約解除の通知を内容証明郵便で発送した後の2月2日午後、原告は契約の成果品と称して設計業務日誌、原告が策定した基本設計図面に基づく平面図、断面図等を地域計画課長に渡し、課長は一時預かりとしました。

しかし、これは担当課とも飯田荘の管理者である飯田市社会福祉協議会との打合せもなく、発注者である飯田市の指示に基づく基本計画と異なる基本設計図面により履行期限後に作成されたもので、発注者の要望を満たしたものではありませんでした。それでも念のため成果品検収しましたが、委託業務の本旨に合わないものでしたので、受領することができないと原告に通告しました。

7 私は、原告は入札の時点から発注者の意向に沿う設計をする意思がなかったもので、契約にはない基本計画への参加を強要し、履行期間の4カ月半のうち殆どの間実施設計に着手することなく、飯田市の意向を無視して契約期間後に形式的な図面を提出して委託金を請求したと思っています。